

最近公布した条例のあらまし

公布日 令和4年6月23日

厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課
<p>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請に対する審査手数料を定めるほか、所要の措置を講ずることとした（別表第2関係）。</p> <p>2 この条例は、公布の日又は住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に規定する政令で定める日のいずれか遅い日から施行することとした。</p>	
厚木市学校給食センター条例の一部を改正する条例	学校給食課
<p>1 厚木市北部学校給食センターの移転に伴い、その位置を定めるため、所要の措置を講ずることとした（第3条関係）。</p> <p>2 この条例は、令和4年9月1日から施行することとした。</p>	
厚木市立病院の診療費等に関する条例の一部を改正する条例	医事課
<p>1 令和4年度診療報酬改定に伴い、使用料の額を改定するほか、所要の措置を講ずることとした（第3条関係及び別表第1関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和4年10月1日から施行することとした。</p>	

公布日 令和4年7月4日

厚木市建築基準条例の一部を改正する条例	建築指導課
<p>1 建築基準法の一部改正に伴い、同法を引用している規定を改めるため、所要の措置を講ずることとした（第67条関係）。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p>	

公布日 令和4年8月5日

厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するほか、所要の措置を講ずることとした（第2条関係及び第2条の3関係から第3条の2関係まで）。</p> <p>2 この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行の日前に、改正前の第3条第5号の規定により職員が当該子を養育するための計画を任命権者に申し出た場合にあつては、同号の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有することとした。</p>	

公布日 令和4年8月15日

飯山地区の住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例	まちづくり指導課
<p>1 飯山地区の住居表示の実施に伴い、関係条例における公共施設の位置等の表示を変更するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市立の学校の設置に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（第2条関係）</p> <p>(3) 厚木市立児童館条例（第3条関係）</p> <p>(4) 厚木市立公民館条例（第4条関係）</p> <p>(5) 厚木市立社会教育集会所条例（第5条関係）</p> <p>(6) 厚木市立放課後児童クラブ条例（第6条関係）</p> <p>2 この条例は、令和4年10月11日から施行することとした。</p>	

公布日 令和4年10月6日

厚木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	建築指導課
1 南部産業拠点（酒井地区）地区計画の都市計画決定に伴い、当該地区の建築物に関する制限を追加するため、所要の措置を講ずることとした（第5条の3関係、第7条関係から第9条関係まで、第12条関係及び別表第1関係から別表第5関係まで）。 2 この条例は、公布の日から施行することとした。	
厚木市環境基本条例の一部を改正する条例	環境政策課
1 カーボンニュートラルの実現に向け、基本理念の一部を改めるため、所要の措置を講ずることとした（第3条関係）。 2 この条例は、公布の日から施行することとした。	

公布日 令和4年11月8日

厚木市子ども育成条例の一部を改正する条例	こども育成課
1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、厚木市子ども育成条例において同法を引用している部分を改めるため、所要の措置を講ずることとした（第14条関係及び第16条関係）。 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。	

公布日 令和4年12月23日

厚木市議会の個人情報の保護に関する条例	議会総務課
1 議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することとした（第1条関係）。 2 この条例における用語の意義について定めることとした（第2条関係）。 3 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることとした（第3条関係）。 4 個人情報の保有の制限等について定めることとした（第4条関係）。 5 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないこととした（第5条関係）。 (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。 (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。 (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。 6 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないこととした（第6条関係）。 7 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないこととした（第7条関係）。 8 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないこととした（第8条関係）。 9 安全管理措置について定めることとした（第9条関係）。 10 従事者の義務について定めることとした（第10条関係）。	

- 11 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならないこととした。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでないこととした（第11条関係）。
 - (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
 - (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
- 12 利用及び提供の制限について定めることとした（第12条関係）。
- 13 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとした（第13条関係）。
- 14 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとした（第14条関係）。
- 15 仮名加工情報の取扱いに係る義務について定めることとした（第15条関係）。
- 16 匿名加工情報の取扱いに係る義務について定めることとした（第16条関係）。
- 17 個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めることとした（第17条関係）。
- 18 開示請求権について定めることとした（第18条関係）。
- 19 開示請求の手續について定めることとした（第19条関係）。
- 20 保有個人情報の開示義務について定めることとした（第20条関係）。
- 21 部分開示について定めることとした（第21条関係）。
- 22 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができることとした（第22条関係）。
- 23 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとした（第23条関係）。
- 24 開示請求に対する措置について定めることとした（第24条関係）。
- 25 理由付記等について定めることとした（第25条関係）。
- 26 開示決定等の期限について定めることとした（第26条関係）。
- 27 開示決定等の期限の特例について定めることとした（第27条関係）。
- 28 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について定めることとした（第28条関係）。
- 29 開示の実施について定めることとした（第29条関係）。
- 30 他の法令による開示の実施との調整について定めることとした（第30条関係）。
- 31 開示請求に係る手数料等について定めることとした（第31条関係）。

- 32 訂正請求権について定めることとした（第32条関係）。
- 33 自己を本人とする保有個人情報の訂正の請求をしようとする者が、保有個人情報が記録されている行政文書を特定している場合は、前条第1項の規定にかかわらず、開示決定に基づく開示を受けていなくとも、訂正請求ができることとした（第33条関係）。
- 34 訂正請求の手續について定めることとした（第34条関係）。
- 35 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないこととした（第35条関係）。
- 36 訂正請求に対する措置について定めることとした（第36条関係）。
- 37 訂正決定等の期限について定めることとした（第37条関係）。
- 38 訂正決定等の期限の特例について定めることとした（第38条関係）。
- 39 議長は、第36条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することとした（第39条関係）。
- 40 利用停止請求権について定めることとした（第40条関係）。
- 41 自己を本人とする保有個人情報の利用停止の請求をしようとする者が、保有個人情報が記録されている行政文書を特定している場合は、前条第1項の規定にかかわらず、開示決定に基づく開示を受けていなくとも、利用停止請求ができることとした（第41条関係）。
- 42 利用停止請求の手續について定めることとした（第42条関係）。
- 43 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならないこととした。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでないこととした（第43条関係）。
- 44 利用停止請求に対する措置について定めることとした（第44条関係）。
- 45 利用停止決定等の期限について定めることとした（第45条関係）。
- 46 利用停止決定等の期限の特例について定めることとした（第46条関係）。
- 47 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しないこととした（第47条関係）。
- 48 審査会への諮問について定めることとした（第48条関係）。
- 49 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用することとした（第49条関係）。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- 50 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなすこととした（第50条関係）。

<p>51 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずることとした（第51条関係）。</p> <p>52 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこととした（第52条関係）。</p> <p>53 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表することとした（第53条関係）。</p> <p>54 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定めることとした（第54条関係）。</p> <p>55 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした（第55条関係）。</p> <p>56 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした（第56条関係）。</p> <p>57 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした（第57条関係）。</p> <p>58 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用することとした（第58条関係）。</p> <p>59 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処することとした（第59条関係）。</p> <p>60 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。</p>	
<p>厚木市個人情報保護条例</p>	<p>行政総務課</p>
<p>1 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるほか、本市の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的な人権を擁護することとした（第1条関係）。</p> <p>2 この条例における用語の意義を定めることとした（第2条関係）。</p> <p>3 実施機関は、この条例の目的を達成するため、職員に対する研修その他の個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないこととした（第3条関係）。</p> <p>4 個人情報取扱事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の基本的な人権の侵害の防止に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めるものとした（第4条関係）。</p> <p>5 個人情報取扱事務の登録等について定めることとした（第5条関係）。</p> <p>6 開示請求に係る手数料等について定めることとした（第6条関係）。</p> <p>7 開示決定等の期限について定めることとした（第7条関係）。</p> <p>8 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関</p>	

は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をするに足りることとした。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならないこととした（第8条関係）。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

9 理由付記等について定めることとした（第9条関係）。

10 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人（法第76条第2項の規定による開示請求にあつては、代理人）であることを示す書類で実施機関が定めるものを提示しなければならないこととした（第10条関係）。

11 自己を本人とする保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をしようとする者が、保有個人情報が記録されている行政文書を特定している場合は、法第90条第1項及び第98条第1項の規定にかかわらず、開示決定に基づく開示を受けていなくとも、訂正請求又は利用停止請求ができるものとした（第11条関係）。

12 訂正決定等の期限について定めることとした（第12条関係）。

13 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするに足りることとした。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならないこととした（第13条関係）。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

14 利用停止決定等の期限について定めることとした（第14条関係）。

15 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をするに足りることとした。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならないこととした（第15条関係）。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

16 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができることとした（第16条関係）。

17 市長は、毎年、個人情報保護制度の運用状況について、公表するものとした（第17条関係）。

18 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が別に定めることとした（第18条関係）。

19 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行することとした（附則第1項関係）。

20 厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止することとした（附則第2項関係）。

21 次に掲げる者に係る旧条例第4条又は第15条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務について

<p>は、施行日以後も、なお従前の例によることとした（附則第3項関係）。</p> <p>(1) この条例の施行の際、現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関の職員である者（以下「旧実施機関の職員」という。）又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者</p> <p>(2) 施行日前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から旧条例第15条に規定する旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者</p> <p>22 施行日前に旧条例第17条又は第32条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例によることとした（附則第4項関係）。</p> <p>23 この条例の施行の際、現に行われている旧条例第49条第2項の規定による苦情の申出については、なお従前の例によることとした（附則第5項関係）。</p> <p>24 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第11号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした（附則第6項関係）。</p> <p>(1) この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>(2) 附則第3項第2号に掲げる者</p> <p>25 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした（附則第7項関係）。</p> <p>26 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用することとした（附則第8項関係）。</p> <p>27 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務に係る第5条第2項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」とすることとした（附則第9項関係）。</p>	
<p>厚木市個人情報保護審査会条例</p>	<p>行政総務課</p>
<p>1 行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、厚木市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置することとした（第1条関係）。</p> <p>2 審査会は、次に掲げる事項について調査審議することとした（第2条関係）。</p> <p>(1) 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項又は厚木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年厚木市条例第18号。以下「議会条例」という。）第48条第1項の規定による諮問（以下「審査請求に係る諮問」という。）に関する事項</p> <p>(2) 厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号。以下「条例」という。）第16条又は議会条例第48条第3項の規定による諮問に関する事項</p> <p>3 審査会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱することとした（第3条関係）。</p> <p>(1) 公募による市民</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する制度に関し、優れた識見を有する者</p> <p>4 委員について定めることとした（第4条関係）。</p> <p>5 会長等について定めることとした（第5条関係）。</p>	

- 6 会議について定めることとした（第6条関係）。
- 7 部会について定めることとした（第7条関係）。
- 8 審査会の調査権限について定めることとした（第8条関係）。
- 9 提出資料の写しの送付等について定めることとした（第9条関係）。
- 10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。その職を退いた後も、同様とすることとした（第10条関係）。
- 11 第8条及び第9条の規定は、第7条第6項の規定により部会の議決をもって審査会の議決とする場合について準用することとした（第11条関係）。
- 12 審査会の庶務は、個人情報保護主管課で処理することとした（第12条関係）。
- 13 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとした（第13条関係）。
- 14 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした（第14条関係）。
- 15 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行することとした（附則第1項関係）。
- 16 この条例の施行の際、現に厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号。以下「旧条例」という。）第41条第1項の規定により市に設置された審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に第3条の規定による委嘱を受けたものとみなすこととした。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とすることとした（附則第2項関係）。
- 17 この条例の施行の際、現に旧審査会の会長である者又はその職務を代理する委員である者は、第5条の規定にかかわらず、それぞれ、施行日に同条の規定により審査会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなすこととした（附則第3項関係）。
- 18 この条例の施行の際、現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第41条第7項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行日以後も、なお従前の例によることとした（附則第4項関係）。
- 19 この条例の施行日前に旧条例第40条第1項又は第49条第3項の規定に基づく諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例によることとした。この場合において、審査会は、旧審査会となり、同一性をもって存続するものとする（附則第5項関係）。
- 20 この条例の施行日前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例によることとした（附則第6項関係）。
- 21 附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした（附則第7項関係）。
- 22 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用することとした（附則第8条関係）。
- 23 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）について、審査会の部会の長である委員に係る報酬の額を定めるための改正を行うこととした（附則第9条関係）。

厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例	職員課
<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法（以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることとした（第1条関係）。 2 法第26条の3第1項に規定する条例で定める年齢は、60歳とすることとした（第2条関係）。 3 高齢者部分休業の承認について定めることとした（第3条関係）。 4 高齢者部分休業取得中の給与について定めることとした（第4条関係）。 5 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例（昭和38年厚木市条例第15号）第7条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間から除算することとした。この場合において、同条第6項中「前各項」とあるのは「前各項及び厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年厚木市条例第21号）第5条」と、同条第8項中「前各項」とあるのは「前各項及び厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例第5条」とすることとした（第5条関係）。 6 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができることとした（第6条関係）。 7 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができることとした（第7条関係）。 8 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとした（第8条関係）。 9 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。 	
厚木市情報公開条例の一部を改正する条例	行政総務課
<ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関に消防長を追加するほか、所要の措置を講ずることとした（目次関係、第2条関係、第21条関係及び第24条の3関係）。 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。 3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）について、厚木市情報公開審査会の部会の長である委員に係る報酬の額を定めるための改正を行うこととした。 	
厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局
<ol style="list-style-type: none"> 1 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動に係る公費負担の限度額を改めることとした（第4条関係、第8条関係及び第11条関係）。 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 3 この条例による改正後の厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとした。 	

厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	職員課 病院総務課
<p>1 定年の引上げを目的とした地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び定年前再任用短時間勤務の制度並びに年齢60年を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設けるほか、所要の措置を講ずるため、関係条例の一部改正及び廃止を行うこととした。</p> <p>(1) 一部改正する条例</p> <p>ア 厚木市職員の定年等に関する条例（第1条関係）</p> <p>イ 厚木市職員の給与に関する条例（第2条関係）</p> <p>ウ 厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第3条関係）</p> <p>エ 厚木市職員の退職手当に関する条例（第4条関係）</p> <p>オ 厚木市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第5条関係）</p> <p>カ 厚木市職員の分限に関する条例（第6条関係）</p> <p>キ 厚木市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第7条関係）</p> <p>ク 厚木市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例（第8条関係）</p> <p>ケ 厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（第9条関係）</p> <p>コ 厚木市職員の育児休業等に関する条例（第10条関係）</p> <p>サ 厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例（第11条関係）</p> <p>シ 厚木市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（第12条関係）</p> <p>ス 厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第13条関係）</p> <p>(2) 廃止する条例</p> <p>厚木市職員の再任用に関する条例（第14条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとした（附則第1条関係）。</p> <p>3 勤務延長に関する経過措置について定めることとした（附則第2条関係）。</p> <p>4 定年退職者等の再任用に関する経過措置について定めることとした（附則第3条関係及び附則第4条関係）。</p> <p>5 令和3年改正法附則第8条第3項に規定する条例で定める職及び年齢について定めることとした（附則第5条関係）。</p> <p>6 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項に規定する条例で定める職及び年齢について定めることとした（附則第6条関係）。</p> <p>7 令和3年改正法附則第8条第5項に規定する条例で定める職並びに条例で定める者及び職員について定めることとした（附則第7条関係）。</p> <p>8 定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置について定めることとした（附則第8条関係）。</p> <p>9 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とすることとした（附則第9条関係）。</p> <p>10 第2条の規定による改正後の厚木市職員の給与に関する条例（次条において「新給与条例」という。）附則第20項から第27項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しないこととした（附則第10条関係）。</p> <p>11 新給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置について定めることとした（附則第11条関係）。</p>	

<p>12 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の厚木市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「規定する職員」とあるのは、「規定する職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）」とすることとした（附則第12条関係）。</p> <p>13 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用することとした（附則第13条関係）。</p> <p>14 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の厚木市職員の育児休業等に関する条例第23条第2号及び第24条第1項の規定を適用することとした（附則第14条関係）。</p> <p>15 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めることとした（附則第15条関係）。</p>	
<p>厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員課</p>
<p>1 議会の議員の期末手当について、常勤特別職職員の給与に準じて改定するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（第2条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定は、その基準日が令和4年12月1日である期末手当から適用することとした。</p> <p>4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととした。</p>	
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員課 病院総務課</p>
<p>1 常勤特別職職員の期末手当について、一般職職員の給与に準じて改定するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）</p> <p>(3) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第3条関係）</p> <p>(4) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第4条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の常勤特別職職員条例」という。）第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者条例」という。）第6条第2項の規定は、それぞれその基準日が令和4年12月1日である期末手当から適用することとした。</p> <p>4 改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定による期末手当の内払とみなすこととした。</p>	

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市職員の給与に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市職員の給与に関する条例（第2条関係）</p> <p>(3) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）</p> <p>(4) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 第1条の規定（厚木市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例及び第3条の規定（厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和4年4月1日から適用することとした。</p> <p>4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条第2項の規定は、その基準日が令和4年12月1日である勤勉手当から適用することとした。</p> <p>5 第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第8条第2項の規定は、その基準日が令和4年12月1日である期末手当から適用することとした。</p> <p>6 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなすこととした。</p>	
厚木市市税条例の一部を改正する条例	市民税課
<p>1 地方税法等の一部改正に伴い、納税証明書においてDV被害者等の支援のための措置を講ずることによる規定の整理を行うとともに、固定資産税の課税標準の特例割合に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずることとした（第8条関係、第12条関係及び附則第11項関係）。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市市税条例（以下「新条例」という。）第8条第2項本文の規定は、令和6年4月1日以後にされる地方税法第20条の10の規定による証明書の交付について適用することとした。</p> <p>4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例によることとした。</p> <p>5 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項第5号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によることとした。</p> <p>6 この条例による改正前の厚木市市税条例附則第11項第5号の規定は、令和3年4月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対</p>	

<p>象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては平成30年6月6日以後、家屋及び構築物にあつては令和2年4月30日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する令和4年1月1日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税については、なおその効力を有することとした。</p>	
<p>厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例</p>	<p>建築指導課</p>
<p>1 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、共同住宅等の住戸単位に係る手数料の一部を削除するほか、所要の措置を講ずることとした（別表第3関係）。</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部を改正する条例</p>	<p>文化財保護課</p>
<p>1 博物館法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずることとした（第1条関係及び第7条関係）。</p> <p>2 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	
<p>厚木市長の在任の期数に関する条例を廃止する条例</p>	<p>秘書課</p>
<p>1 市長の在任の期数に関する定めについて廃止するため、本条例を廃止することとした。</p> <p>2 この条例は、令和5年2月23日から施行することとした。</p>	
<p>厚木市自立経営農家育成資金融資条例を廃止する条例</p>	<p>農業政策課</p>
<p>1 厚木市自立経営農家育成資金融資制度について、所期の目的を達成したため、本条例を廃止することとした。</p> <p>2 この条例は、令和5年3月1日から施行することとした。</p>	